

第17回 官業民営化等WG 議事録（警察庁ヒアリング）

1. 日時：平成16年10月28日（木）13:00～13:30

2. 場所：永田町合同庁舎1階第1会議室

3. 項目：運転免許試験

4. 出席：○規制改革・民間開放推進会議

鈴木主査、白石委員、安念専門委員、福井専門委員

○警察庁

交通局 交通企画課長 石井 隆之

（以下「石井交通企画課長」という）

交通局運転免許課 理事官 黒川 智

（以下「黒川運転免許課理事官」という）

交通局運転免許課 理事官 村井 紀之

（以下「村井運転免許課理事官」という）

○鈴木主査 どうも今日は御苦勞様でございます。ただいまから第17回官業民営化等ワーキンググループを開催します。

本日は「許認可等に係る審査・検査・検定・資格試験等、その他の検査・検定、監視等」で、警察庁、国土交通省、農林水産省、財務省、防衛庁からのヒアリングを行いたいと思います。

それでは、責任担当の白石委員の方からよろしくお願いします。

○白石委員 お忙しい中、ありがとうございます。運転免許試験に関わる事務の民間開放について、前回に引き続き意見交換をさせていただきたいと思いますが、前回いろいろとこちらがリクエストをさせていただきましたこととか、少し整理をしていただいたことを冒頭に5分程度でお話をいただいて、その後、意見交換をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○石井交通企画課長 警察庁交通企画課長をしております石井でございます。本来でございますと運転免許課長が担当でございますが、海外出張をしておりますので私が代わりに御説明をさせていただきます。

ただ、直接の担当ではございませんので、万が一答えられないときには運転免許課の理事官の方から御説明をさせていただきます。

では、お配りをしております資料に基づきまして御説明を進めてまいりたいと思います。ちょうどしました御質問は3点でございます。

第1点目は、運転免許の関係事務の委託を制限する法令の規定はどのようなものかという御質問がございました。これにつきましては、道路交通法第108条及び道路交通法施行令第40条の3の規定によりまして、運転免許関係の事務のうち免許の取消し等に係る事務に

については委託をできないとされております。また、道路交通法施行規則第 31 条の 4 - 2 の規定によりまして、免許関係事務の委託先につきまして「免許関係事務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると公安委員会が認める法人」に限定をされております。

2 番目の御質問でございますけれども、運転免許試験に係る事務のさらなる民間開放についてという御質問でございます。運転免許の実施は法令上、民間に委託が可能でございます、実際に広く民間に開放されておりますが、御指摘の学科試験につきしては必ずしも進んでいない状況でございます。運転免許は大量行政であり、その事務の負担の軽減を図ることが必要不可欠でありますことから、学科試験の実施につきましてもお願いできることは民間の方をお願いした方がいいのではないかと考えておりまして、その旨を明記いたしました文書を発出して都道府県警察を指導してまいりたいと考えております。

第 3 に免許関係事務の委託先の拡大についてでございますが、「免許関係事務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると公安委員会が認める法人」でございますれば、交通安全協会以外のものを委託することについても何ら問題はございません。必要な要件を満たす法人の中から適切な競争環境の下に最も適切な法人が選定されるのが望ましいと考えております。免許関係事務につきましては、可能な限り一般競争入札によりまして行うことが望ましいということを明記した文章を発出して、都道府県警察と指導してまいりたいと考えております。以上でございます。

○白石委員 ありがとうございます。それでは、早速質疑に入らせていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○鈴木主査 内容は前向きで結構だと思うんですが、競争入札の場合に 1 つの運転免許試験所で複数の法人といいますか、複数の主体を入れてやるということはどういうふうにお考えになっておられますか。つまり、大きなところではこちら側に A 会社、B 会社とあってサービス競争をやってもらおうと大変いいのではないかなと思うのですが、そこら辺はどうでしょうか。

○石井交通企画課長 これは都道府県の実情によりますので私どもの方は何とも申し上げられませんが、例えば話をいたしますと、運転免許は電算入力とかありますものですから、電算入力は電算入力の会社に、それから講習みたいなものにつきましては別の会社というふうな形の切り分けは可能かと思えます。現実にそういうふうな形で行われているところもあるようでございます。

○鈴木主査 一貫ではないやり方もあるということですね。要するに、一貫通貫でないやり方もあると。視力検査は視力検査というような意味ですね。

○石井交通企画課長 余り細かく切るとどうかなと思うのですが、一つの塊として、例えば先ほど申し上げました電算入力みたいなものとか、そういうふうなものを塊として幾つかの会社をお願いするということは考えられるところでございます。一つの運転免許試験場が全部一つの会社をお願いするというわけではございません。いろいろな会社をお願いする余地はございます。

○鈴木主査 今、交通安全協会に対して一つの免許試験場では一括して委託しておられるのではありませんか。

○黒川運転免許課理事官 必ずしもそうではありません。隅から隅までは大量になりますので調査は行き届きませんが、私の記憶している限りでも幾つかは電算入力、更新免許に関する情報を入力する仕事があるんですけれども、そういう仕事を安協以外の民間会社に委託している実例がございます。

○福井専門委員 その場合、安全協会以外の会社としてはどういう会社が想定されるのですか。

○黒川運転免許課理事官 電算入力を行うのに非常に能力のある会社ということで、たしか一般競争入札でその会社を選んだという実例があると承知しています。

○福井専門委員 電算処理以外ですと、ここの要件の免許関係事務を行うのに必要かつ適切な組織、能力を有する会社としてはどういう民間企業が考えられますか。

○黒川運転免許課理事官 仮免許の学科試験を委託しておりますけれども、指定自動車教習所が受け皿になっております。

○福井専門委員 それは今までは教習所だけですか。

○黒川運転免許課理事官 私の承知する限りではそうです。

○福井専門委員 要するに、これまで委託できていなかったことで今回新たに委託をなされようとする分野はどのような分野で、その分野ではどういう企業が想定されるのでしょうか。いわば、今回の言明によって何が変わるのでしょうかということを具体的に想定されることとしてお聞きしたいのですが。

○黒川運転免許課理事官 2つ目で、運転免許試験の事務の民間開放を更に進めようというふうに文書で指導をすると申し上げておりますけれども、この結果として受け皿になるところがどこになるのかというのは……。

○福井専門委員 そもそも範囲はどの程度広がり得るのですか。今、委託されていないことでこの通達なりによって新たにその委託先として民間開放が進むであろうと想定される分野は何ですか。こういう抽象的な精神訓話ではなくて、具体的な成果のめどを教えてください。

○黒川運転免許課理事官 まず申し上げたいのですが、現在でも警察庁としては法令上、委託できる事務と委託できない事務に分けておりますが、委託できる事務について委託してはいけないとか、いろいろな制限を課しているわけではありません。都道府県の実情に応じて事務の処理上、委託した方が合理化に資すると考えられる場合においては委託をしているということでございまして、結論ありきですべてが委託した方が合理的なんだということでは必ずしもないと思います。それが基本的な前提です。

○福井専門委員 これまでより委託を進めろという通達を発するわけですから、これまでが不十分だという事実認識に立っておられるわけでしょう。だから、これまでではどういう程度の、あるいはどの範囲の委託がなされていて、更に委託を進める余地がある分野はこ

れだということを想定もしておられないで通達を出されるのは変ではないですか。

○黒川運転免許課理事官 今のことは前提で申し上げましたけれども、続けさせていただきたいのですが、2つ目のところで問題にされておられます運転免許試験の学科試験の部分ですね。これが委託が進んでいなかった部分としてございます。

○福井専門委員 学科試験はさっきおっしゃられた指定教習所ですか。

○黒川運転免許課理事官 委託が想定されるのは、教習生の利便も考えるとして教習所が一番よろしいのではないかとということです。

○福井専門委員 指定教習所への委託が行われていた比率は、現状ではどの程度ですか。

○黒川運転免許課理事官 ほとんどないと思います。

○福井専門委員 さっきあるとおっしゃったのは、それではないのですか。

○黒川運転免許課理事官 失礼いたしました。最初に仮免許を取って、外に出て運転をします。その段階では委託です。

○福井専門委員 学科試験も。

○黒川運転免許課理事官 そうです。それで、本免許の前の段階では委託が進んでいなかったということでございます。

○福井専門委員 本免許については全部直営だったものを、これからは指定教習所に広げようということですね。

○黒川運転免許課理事官 県によっていろいろ判断はあると思います。前回のヒアリングのときも御説明いたしましたけれども、県の施設で運転免許試験をやる場合、安協だったと思いますが、一部補助をさせているということがございました。これも一種の委託だと思っておりますけれども、こういう形態もあり得まじょうし、それから指定自動車教習所が受け皿になるという形態もあり得ると思います。

○福井専門委員 安全協会と指定教習所が受け皿だということですか。

○黒川運転免許課理事官 想定されるものとしてはです。ただ、制限するつもりはありませんけれども。

○福井専門委員 本免許の学科試験以外には何がありますか。

○黒川運転免許課理事官 いろいろ県の方で工夫をして、なるべく委託をして業務の合理化をしようと努力をしてきましたから、今の時点で思い付くものというのはありませんけれども。

○福井専門委員 電算処理と今の学科試験というのはわからないでもないんですけど、ほかは全部直営でやらないといけないという意味ですか。

○黒川運転免許課理事官 そんなことはありません。

○福井専門委員 それはわからないと言われても困るので、事務の流れをある程度想定されているわけですね。想定されている事務の中で民間に開放可能な事務としてこれまでにはなされてこなかった、ないしは非常に限られた範囲でしかなされてこなかったものでどういうものがこの通達で促進されるべきものかというのは例示を挙げるなり、こういう分

野はもっと民間開放できるはずでしょうということを具体的に示さないと、一般論で言われても、はいそうですかということにとどまるのではないですか。

○黒川運転免許課理事官 最も念頭に置かれるのは先ほど申し上げたものでございます。

○福井専門委員 民間開放の余地のあるものとしてすべてを例示していただくぐらいのことをしていただかないと。

○黒川運転免許課理事官 民間開放することができる事務は法令上ははっきりとしております。それで、できない事務が列挙されていますけれども、それ以外はできるということになっています。ですから、その中で委託が進んでいないものとしては。

○福井専門委員 施行令 40 条の 3 というものですか。

○黒川運転免許課理事官 そうです。

○鈴木主査 逆に言ったら、できなくて残っているものは何だということですか。

○福井専門委員 具体的に列記されたいいではないですか。条文を細かく読むのも大変だから今、教えてください。

○村井運転免許課理事官 運転免許試験の民間開放ということでお話をちょうだいしておりますけれども、運転免許試験というのは適性試験、学科試験、技能試験の 3 種類がございます。それで適性試験、いわゆる視力検査のたぐいですが、これはおおむね委託されているものと承知しておりまして、他方、技能試験につきましては指定自動車教習所という制度がございます関係で事実上、民間開放が既に終わっていると我々は認識しております。

学科試験が確かに御指摘を受けましたとおり民間開放がやや遅れている部分としてあると今回我々は考えておりまして、仮免許につきましては指定自動車教習所への委託をしておりますけれども、センターで行っているような学科試験の事務につきましては公安委員会が 100%やっている県がまだなおあるということで、具体的には県によっていろいろやり方があるかと思っておりますけれども、試験問題の配布であるとか、試験の監督であるとか、あるいは答案の回収であるとか、場合によって採点であるとか、そういう事務を委託している例は既にありますので、そういう委託は各県で工夫すればできるのではないかと考えております。

○福井専門委員 要するに、学科試験だけだということですか。

○村井運転免許課理事官 とりあえず学科試験以外の部分は余り問題がないと我々は考えております。

○福井専門委員 あり得るのは技能試験と学科試験の 2 つで、技能試験はすべて民間委託が終わっているから、残る課題は学科試験だけであるという理解でいいんですか。

○村井運転免許課理事官 あとは適性試験です。

○福井専門委員 適性試験と学科試験についてはまだ直営でやっているところがあるということですか。

○村井運転免許課理事官 適性試験は公安委員会からおおむね安全協会ですが、委

託先が1つしかないという問題はあるかもしれませんが、民間委託はおおむね進んでいると。

○福井専門委員 もう一回整理しますが、施行令40条の3項目では目の検査と学科試験だけであると限定的に理解してよろしいのですか。

○村井運転免許課理事官 40条にはいろいろ細かいことは書いてありますけれども、おおむね運転免許試験の中で委託が進んでいない部分として学科試験が残っているということでございます。

○黒川運転免許課理事官 事実関係を御説明します。道路交通法施行令40条の3を今お手元にお持ちでございましょうか。これは免許試験に関することだけではなくて、運転免許関係事務一般について網羅的に委託することができない事務を書いているものですから、長く23も列挙している形になっておりますけれども、少なくともここに書いてある事務は委託できないものとして整理をされて、それ以外の事務について委託を進めようということを考えているわけでございます。

○福井専門委員 それはわかっているのですが、もう一回質問をします。要するに、今ある委託可能な事務の中で適性検査と学科試験以外は基本的にすべて民間開放が終わっているのですかという質問です。

○黒川運転免許課理事官 終わっていない部分もあります。

○福井専門委員 それは何ですか。全部教えてください。

○黒川運転免許課理事官 全部は無理かと思いますが。

○福井専門委員 では、後ほど資料で細かいリストを出してください。

○黒川運転免許課理事官 それはなかなか難しいと思います。今、御説明しますが。

○福井専門委員 全部は説明できないと言うんだったら資料でいただかないと困ります。

○黒川運転免許課理事官 なぜできないかを御説明させてください。都道府県の中で運転免許関係事務をやっているのは運転免許センターという大きな塊でやっているところもあれば、各警察署とか、あるいは交番のようなところとか、要は出先でやっているようなところもあります。そういう場合は免許関係事務として非常に少ない事務しか処理する必要がないところもありますけれども、そういうことをなるべく窓口を増やそうとしているのは県民、国民にとっての利便を図ろうとしているからなんです。

そういう少ししかないところで委託しようとするのがいいのか、それとも警察官が自ら処理するのがいいのかということで、ほかの仕事も一緒にやっている交通課の課員にやらせようという判断をした県がした場合、そこまでだめだということを我々は言えないわけです。

○福井専門委員 そんなことは聞いていないんです。それは何がなじむかどうかの話なんだから、物理的に客観的に存在している未委託の分野で概念上当たるものはすべて教えてください。中身が委託になじむかどうかというのは次のステップの話です。何があるのかということを教えていただかないことには、私どもは判断できません。事務の中身は法令

で限定列举とおっしゃったでしょう。限定列举されている事務が調べられないというのはどういう意味ですか。法令所管庁としてあり得ない話です。

○黒川運転免許課理事官 できない事務は限定列举されています。

○福井専門委員 事務は100%把握されておられるんでしょう。事務の中であなた方が知らない事務というものがあるのですか。

○黒川運転免許課理事官 ありません。

○福井専門委員 知っている事務の中で限定列举されているもの以外をすべて教えてくださいますと申し上げているんです。

○黒川運転免許課理事官 都道府県によってセンターでやっている場合もあれば。

○福井専門委員 どこでやっているかは構わないけれども、事務の範囲をまず概念として教えてください。

○黒川運転免許課理事官 調べるのはかなり大変だということを申し上げているんです。

○福井専門委員 大変なはずはない。教えてください。

○白石委員 できる限り、こちらのリクエストに材料を提供いただきたいと思うんです。多分、石井さんや黒川さんが持っていらっしゃる情報量とこちらの情報量には差があって、情報量がない中できちんとした議論はできませんので、大変だと思いますが、例えばさっき運転免許センターでやっているところはどこなのかとか、警察の交通課でやっているところはどこで、そうした中で民間委託が可能な範囲はどこなのかということを少し整理して資料をお出しいただきたいというのがこちらのリクエストです。

それで、私は不勉強なので教えていただきたいのですが、この2、3のところで「都道府県警察を指導することとする」とあります。この指導しても果たして都道府県警察が民間開放をするかどうかは別の話だと思うのですが、より実効性を確保していくためにはどういう手続き論が考えられるかということが1点でございます。

2点目は、民間委託をしたときに今まで交通安全協会の役割があったところが若干その役割がなくなってしまうかもしれない。そうしたときに、一部は民間委託をし、そしてまだできない部分に依然として交通安全協会が残るのであれば一国二制度のような、ある部分は頭に交通安全協会が残っていて、ある部分は民間委託だと。そうすると、非常に非効率な事務手続きが残るような気がするのですが、すべて民間委託が進んだ場合に安全協会の位置付けというものがどう変わっていくのか。ここを御説明いただけませんか。

○黒川運転免許課理事官 まず指導するということの実効性についての御質問でございます。これは御質問の意味をよく理解する必要がありますが、指導をしても都道府県としては余り聞かないのではないかとすることを前提にしておられるのでしょうか。

○白石委員 そうですね。先ほど、例えば民間開放をするには今、運転免許センターでやっているところと交通課があって民間開放になじまない部分があるということをおっしゃいましたので、そういう2種類を問わず、より民間委託が進むためには指導プラスアルファという手続き論をすればいいのかということです。

○黒川運転免許課理事官 私どもの前提としまして、指導をする際に合理的でないことも含めてやれというふうに言うつもりはありません。しかも、指導をしたことが都道府県警察において守られないということを前提にもしておりませんので、必要な指導をすれば都道府県警察はそれに従ってきちんとやるとしております。

○白石委員 今おっしゃった合理的というのは、その判断基準としてはどういうものが考えられますか。

○黒川運転免許課理事官 端的に申し上げますと、先ほど警察署の末端の例を申し上げました。非常にわずかな事務を警察官がやるのがいいのか。それとも、どこかの民間会社にやらせるのがいいかということを判断した場合、前者の方を取るのがいい。事務の効率上も、予算の効率的な執行という観点からもいいと県が考えているものを押してやれというのは、私は合理的だとは思えないと思います。

○白石委員 それは県が判断すればいいという御認識ですね。

○黒川運転免許課理事官 はい。

○白石委員 コストの点でも民間委託にした方が非常に合理的だという判断が県にあれば、それは黒川さんの方としては何も止める理由はないということですか。

○黒川運転免許課理事官 そうです。

それからもう一つの御質問でございますが、安協の方でその役割がなくなるかもしれないということでもございました。民間委託と申しました場合の受け皿の1つとして安協、これは警察ではありませんので民間だと思っています。先ほどの御質問は安協は警察側だということを恐らく前提にされての御質問だと思いますけれども、安協は民間の一つだと思っていますので、安協に対して何らかの形で委託がされていれば、それは民間開放の一つだと思っています。

○白石委員 そうすると、費用的にはトンネルみたいなことになるわけですか。予算があって、それを安協が持っていて、安協から民間に再委託という形になるわけですか。

○黒川運転免許課理事官 そういうことではありません。警察が事務を安協に委託する場合、安協が免許関係事務をきちんと処理できるかどうかということを警察としては見なければいけないわけです。実際に仕事がやられるかどうかということを見ないといけませんので。

○白石委員 その安協をかませる理由というのはわかりますか。

○黒川運転免許課理事官 間にかませているというか、下に下ろしているということではありません。絶対にそういうことではありません。

○鈴木主査 安協と競争入札をして、もう一つの民間の方がよかったらそちら側を取って安協にはリタイアいただくという意味ですね。

○黒川運転免許課理事官 そういうことです。

○福井専門委員 安全協会ですけれども、これは前にも議論させていただきましたが、警察署内で堂々と会費を取っている。改める気もないという途方もない回答をいただいてい

ますが、今度視力検査などで別の社団、財団とか株式会社とかどこか民間が入ってくるとしますね。そこが自分の組織への入会会員を警察署内でやらせることにするんですね。

○黒川運転免許課理事官　しません。

○福井専門委員　では、交通安全協会はどうしていいんですか。

○黒川運転免許課理事官　交通安全協会は交通安全のための活動という公益活動をやっているから警察としても施設内で一定の活動をするのは妥当なことだと思っていますけれども、そういう前提を欠く場合、一律に民間の会社がそのようなことをするという事は考えられません。

○福井専門委員　交通安全を目的にしている団体だったら警察署内で営業活動をさせてもいいという理屈ですか。

○黒川運転免許課理事官　活動の実績とか、単にその会社がどういう目的を掲げているかというだけでは判断できません。

○福井専門委員　交通安全協会以外に警察署内で組織の営業活動を許している団体はほかにありますか。交通以外も含めてです。

○黒川運転免許課理事官　すみませんが、私は不勉強でわかりません。

○福井専門委員　ほかにこの種の営業活動を官公署内で許している例は御存じですか。社団法人、財団法人の入会勧誘の窓口を行政財産の中でもうけているなどということをほかにしているところがあったら教えてください。

○黒川運転免許課理事官　すみませんが、私はわかりません。

○鈴木主査　さっきの話だけでも、ほかのどういう人が入ってくるかはこれからの問題ですが、かなり大きな組織のものが入ってきたと仮にしましょう。大きくなくても構わない。その人たちがやはり交通安全に関する安協と同じような事をやるというときに、それに入りたい人は会費を払っても入りたいと言ったら、別にそれはだめだという理由はないでしょう。

○黒川運転免許課理事官　その活動の実績とか、実際に社会に寄与していることとか、安協の場合はその実績もありますので、そういったことも判断の材料になっております。

○福井専門委員　ちょっと待ってください。安全協会は視力検査とかをやらせるために警察署内にブースを設けているのではないんですか。あなたの理屈だったら、交通安全の実績があつて公益目的の活動があるならば警察署内で入会勧誘窓口を設けてもいいことになる。視力検査を請け負っているかどうかは関係ないんじゃないですか。

○黒川運転免許課理事官　結論は別です。

○福井専門委員　別というのはどういう意味ですか。

○黒川運転免許課理事官　事務を委託してやらせるということと、安協が勧誘活動を行うということは別だということです。

○福井専門委員　勧誘活動のためだけにそこを占用させているんですね。

○黒川運転免許課理事官　物理的にも分かれています。

○福井専門委員 委託の一環としてそういう窓口があるのではなくて、安全協会という活動に賛助して警察署がその勧誘の目的のためだけに独立の窓口を設けているということですか。具体的な委託契約の中身をサンプルでいいですから、違う都道府県で5つ以上、後でコピーをください。安全協会に対してどういう委託内容で営業窓口を賃貸させているのか、あるいは占用許可しているのか。具体的な契約内容についてすべてわかる資料を後ほど5つ以上ください。

○村井運転免許課理事官 安協さんの会費の窓口は免許の委託事務とは全く関係ありませんで、行政財産の使用許可という手続きを踏んでおります。

○福井専門委員 では、その委託の内容も含めて対比してわかるように、委託契約の中身と、その使用許可と両方教えていただくと同時に、もう一つは会費徴収について、これも前回問題提起していますが、要するに更新手続きをしようとする人が自動的に会費を払わせるようになっているということについて教えてください。

○黒川運転免許課理事官 自動的ではありません。

○福井専門委員 自動的の例があったら言っているんです。

○黒川運転免許課理事官 教えてください。

○福井専門委員 あなたは前回の議事録を読んでいないんですか。例があるから言っているのです。

○黒川運転免許課理事官 読みました。それで、その後、調べに行ってその結果も御報告しています。

○福井専門委員 そういう事実はないという証言は他でもあるんです。いいかげんなことを言わないでください。

○黒川運転免許課理事官 どういう証言ですか。

○福井専門委員 自動的に並んでいたら払わされていると、いろいろな人が言っていることです。うそをつくのはやめなさい。

○黒川運転免許課理事官 うそはついていません。

○福井専門委員 紛らわしいことをやっていることについて是正させる指導をこれからしていただかないとおかしいんじゃないですか。

○黒川運転免許課理事官 任意でやっています。間違ったことをやっているとは思っていません。

○安念専門委員 何かを民間に委託するということに、その委託の条件はイコールフットリングでなければ民間委託とは言わないんです。それは警察の方の常識がどうであるかは関係ないんです。世の中というのはそういうものです。つまり、警察とか安協とがある種の密接な関係がその委託業務になくても、あればそれは世の中はデュービアスだと見るんです。それで、世の中というのはそういうものが全部フェアになされていると見えなければいけないんです。その体制をつくっていただかなければ、それは民間委託とは言えないのは明らかです。

今の事実関係は私は存じません。しかし、やはり安協と警察とが特別の関係があるのであれば、それに委託することは民間委託という名には値しない。これは私は世間の常識だと思います。

○福井専門委員 もう一回調査を依頼したい。浦和警察についての例だけれども、私自身の経験で言っているのだから、私がうそをついているというのだったらそのように立証するのはそちらの責任でやっていただきたいと思います。私が現に免許更新に行ったときに、安全協会の会費を払ってください、窓口はこちらです、印紙を張って出そうとした窓口で現に誘導されて連れて行かれそうになったのです。そのときに、これは払わないといけないうんですかと言ったら、皆さんからいただくことになっておりますと案内の人が言った。法的根拠はと聞いたら、むにゃむにゃと言う。それで、上司が出てきて、どうしても払っていただけないんでしょうか、これは皆さんからお願いしているんですけれども、という事実があった。

この事実がないというのだったら、私の記録を調べてもらえばわかるから、事実がなかったということを当時の担当者から証言を取ってきてください。

○黒川運転免許課理事官 その点に対する御回答はもう済んでいると思います。

○福井専門委員 済んでいないじゃないですか。今の事実についてどこに書いてあるんですか。

○黒川運転免許課理事官 ペーパーでお返ししております。

○福井専門委員 ペーパーの中のどこに書いてあるのか言ってください。

○黒川運転免許課理事官 事務局にはお渡ししているはずです。

○福井専門委員 異なる窓口で行われており、また入会が任意である旨について掲示された看板に記載したり、職員が説明するなどしている。これのどこが答えなんですか。今のかみ合わない答えではなくて。

○事務局 委員お手元の資料の5ページ目に書いてあります。

○福井専門委員 書いてあるところは読みました。この回答だったら、私の提示した事実と全くそごがあるから再調査をしていただきたい。課長から答えをお聞きしたい。私がうそをついているというのであれば、その証拠を持ってきてくださいと言っているんです。

○石井交通企画課長 私どもの言い方がまずいかもしれませんが、その現場における警察署の勧誘窓口についてできるだけ任意でやっていることを明らかにする。

○福井専門委員 今、私が言った事実があるかどうかを確認してください。おたくの理事官は私がまるでうそつきのように今ここでおっしゃった。聞き捨てならないせりふだからちゃんと確認していただかないと困ります。私の個人記録は今、了承しますから、調べてそのときに窓口にいる職員に追跡調査をした上で御報告ください。

○白石委員 そもそもこの会費が交通安全のためにどういうふうに使われてどんな効果が出ているのか、非常にあいまいなような気がするのですが。

○石井交通企画課長 公益法人でございますので、その予算監査につきましては窓口で見

られるような形になっています。ただ、もっと積極的に会費を徴収した方にお知らせした方がよいという先生の御趣旨でございましたら、私もそう思います。ですから、会報等でもっと積極的にその使途について明らかにする。

○白石委員 それもコストのかかる問題ですね。

○石井交通企画課長 今でもございますけれども、もっとそこら辺をはっきりするように、もっと積極的に広報するようにという話はしてまいりたいと思います。

○白石委員 安全協会で徴収している会費が果たして交通安全に寄与しているのかどうかという実証性がないというのでしょうか。

○福井専門委員 これは再度具体的事例についても調査をいただいて、会費の使途についても後ほど調査いただいて御報告いただきたいと思います。

○鈴木主査 これは会員サービスじゃないんですか。要するに、免許が切れますよとか。

○石井交通企画課長 そういうものもございます。ただ、一般的には交通安全のための例えばいろいろなポスターを。

○鈴木主査 それでは、その部分は税金ですね。

○福井専門委員 この窓口について具体的な事例になっているものについて写真と、それから当該窓口でどのような形で案内しているのかについて現場がわかるような資料も後ほど追加して出してください。

先ほど申し上げた具体的な事実関係についてきちんと調査をして御報告いただくということをお約束ください。

○白石委員 では、時間も過ぎてしまいましたので、お手数ですが、どうぞよろしくお願いいたします。

○鈴木主査 それからさっきの話ですけれども、これは包括的には委託できないのですか。例えば視力検査から学力検査まで一連にということです。

○石井交通企画課長 逆に申しますと、ネガティブリストに書いていないものについては民間委託ができます。それで、先生がおっしゃるようにどこが変わるのかと言われると、法律上は民間委託できる制度になっているのですが、現実問題として進んでいない県もございます。ですから、進んでいない県についてはもう一回よく考えてくれ。どちらの方がコストが高い、安いも含めてですね。そのときには一般競争入札の制度として考えてくれないかということで。

○福井専門委員 それでは不十分だというのが一貫して申し上げていることです。具体的に何が更に委託を進め得るのかについて概念上、当たるものはすべて教えてください。それについてももちろん言い分はおありだろうから、こんな瑣末な事務は委託しても仕方がないというのであれば、それはそれで具体的にリストに注意書きを書いておいていただければ結構です。

○石井交通企画課長 なかなかこれは書き切れるかどうかはわかりませんが、検討させていただきます。

- 福井専門委員 できる範囲で結構です。誠実に対応してください。
 - 黒川運転免許課理事官 先ほどの御質問は、委託ができない事務として規定されているものについても委託ができるようにしたらどうかという御趣旨でございましょうか。
 - 鈴木主査 先ほどからの説明だと、それは余りないんでしょう。
 - 黒川運転免許課理事官 免許の取消し処分とか、そういったものは最も難しそうなものというか、主査の先ほどの御質問はどういう御趣旨でございましょうか。
 - 鈴木主査 私が言ったのは、これをぶつ切りにしてやるのも一つの手でしょう。それはわかります。それを否定するわけではないけれども、例えば更新の場合などで考えますと、視力をやりますね。それから、私は優良運転者だから受けませんけれども、講習をやりますね。ああいうものは一連で安全協会に委託しているのではないかと私は思ったものだから、それならばこれを委託するときにそういう一連のものは包括的に委託してもいいでしょうということを言っているんです。それを入力の部分と視力の部分というようにぶつ切りにしているというので、それは安全協会でもぶつ切りにしているんですかということを知っていて、安全協会でもぶつ切りにしていないんだったらそれは包括的な委託に適するでしょうということを言っているんです。
 - 石井交通企画課長 これは県の規模とか、そういうものもございしますので、一括でやるような小さな規模のところもございまして、ぶつ切りにした方が合理的なところもございします。
 - 鈴木主査 合理的なところは、それはそれでいいんです。だけど、この表現の中にはそういうものも含んでいますねという念を押しているだけです。
 - 石井交通企画課長 それはそういうことで。
 - 安念専門委員 確かに今の施行令 40 条の 3 があるわけだから、これがある限りは皆さんにとってもバインディングなので、これを切り出して民間委託しようといっても、それはできる相談ではないのは明らかです。
- 問題は、ここにあるのは大体においてそれ自体としては公権力の行使という性質のもので、それをネガティブリストにしてお挙げになったということだと思んですが、しかし最終的に役人というか、公務員の判こがなければならない仕事ということと、それに至るまでの情報収集とは一応別の問題だから、その書き方を工夫するなり何なりして 40 条の 3 のネガティブリストとしての意味をまた更に一層縮めることができないかということも御検討いただくのが筋ではなかろうかという気がするんです。
- 黒川専門官 例えば、行政処分を行うに当たりまして相手方に呼び出しのお知らせを申し上げるとか、その辺りは委託できることになっていますが、最後の判断の部分は公安委員会が自らやらなければいけないということで、制度をつくったときも相当事務の合理化ということも考えた上でつくったものだとも私は今の時点でも考えております。
 - 安念専門委員 御認識はわかりました。
 - 福井専門委員 特に警察署内で行われている現在交通安全協会がやっているような活動

について、これは何事務というのですか。

○石井交通企画課長 これは民間の公益法人がやっていることでございますので。

○福井専門委員 委託している内容です。

○黒川運転免許課理事官 更新事務を委託している場合がございます。

○福井専門委員 わかりました。お願いしておきたいことは、交通安全協会とほかとがちゃんとイコールフットィングで競争の土俵に立てるような中身での一般競争入札だということが具体的で明らかになるようにしていただくということで、どういう内容の通達を発するかの見込み事項について協議ください。

○鈴木主査 それはまた答申の中に我々の方も書き込みます。

○石井交通企画課長 通達と協議はなかなかできるかどうかは、検討させていただきますけれども。

○鈴木主査 だから、場合によってはそこまで書くかどうかだけでも、安全協会で行う場合に義務性を持つものではないからということ周知徹底すべきであると。

○福井専門委員 あなたたちは信用できないじゃないですか。具体的に指摘したことについて、でたらめの資料をつくってきて平気にいる。こういうことをするんだから、なおさら全部協議してもらわないと困ります。

それから、黒川さんの発言は極めて重大な問題発言です。真摯に受け止めてもらわないと困る。我々がうそつきか、あなたたちがうそつきがどちらかです。

○黒川運転免許課理事官 私はうそつきだなどと言っていません。

○福井専門委員 事実はないということについて確認なく断言することは極めて不穏当だから、厳重に慎んでいただきたい。誠に公務員としての適格性を疑う。

○安念専門委員 個別の問題はここで議論してもしょうがないですから。

○福井専門委員 この問題は個別ではないのです。内容自体公の議論ですから。

○白石委員 事実関係をきちんと調査をしていただいて、こちらがお願いした資料に関しては誠実に御提出いただきたいと思います。

今日はお忙しい中、どうもありがとうございました。